

鳥取縣公報

第千八十六號

昭和十四年十二月一日

金曜日

本書ノ大キサ國定規格A5判

告示

◆鳥取縣告示第七百四十二號

昭和十五年四月入學セシムヘキ官立東京盲學校師範部生徒ヲ募集セラル應募希望者ハ本年十二月二十五日迄ニ鳥取縣知事ヲ經テ出願スヘシ尙入學ニ關シ問合セタキコトアル者ハ郵便切手(參錢)封入同校宛申出スヘシ

昭和十四年十二月一日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

◆鳥取縣告示第七百四十三號

滿洲國々立大學工鑛技術院ニ於テ昭和十五年四月入學セシムヘキ第一學年生ヲ募集セラル入學志願者ハ昭和十四年十二月三十日迄ニ鳥取縣知事經由出願スヘシ尙募集要項ハ郵便切手參錢封入學務課宛請求スヘシ

昭和十四年十二月一日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

◆鳥取縣告示第七百四十四號
 昭和十二年一月鳥取縣告示第十五號方面ノ名稱及區域並方面委員ノ定數中左ノ通改ム
 昭和十四年十二月一日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

方面名稱	方面區域	方面委員定數
鳥取	鳥取市一圓	三五
米子	米子市一圓	三七
岩井	美郡岩井町一圓	三三
倉田	倉田村一圓	三三
宇倍	宇倍野村一圓	三六
津井	津ノ井村一圓	三三
大岩	大岩村一圓	三三
河原	河原郡河原町一圓	三七
若櫻	若櫻町一圓	三七
大伊	大伊村一圓	三三

方面名稱	方面區域	方面委員定數
西郷	西郷村一圓	三三
散岐	散岐村一圓	三三
佐治	佐治村一圓	三六
社頭	社村一圓	三三
丹比	丹比村一圓	三五
八東	八東村一圓	三三
池田	池田村一圓	三三
美穂	高郡美穂村一圓	三三
明治	明治村一圓	三三
湖山	湖山村一圓	三三
寶木	寶木村一圓	三三
日置	日置村一圓	三三
倉吉	伯郡倉吉町一圓	三八
東郷	東郷、松崎村一圓	三四

外	崎	御	境	下	伊市逢	上	中	下	社	北	旭	花	
		來			勢	北	北	北	(東)	谷		見	
江	津	屋		鄉	崎勢東	條	條	條	伯				
同	同	同	西	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
外	崎	御	境	伯	下	逢東、市勢、伊勢崎村一圓	上北條村一圓	中北條村一圓	下北條村一圓	社村一圓	北谷村一圓	旭村一圓	花見村一圓
江	津	屋	町	郡	鄉								
村	村	町	一	一	一								
一	一	一	圓	圓	圓								
圓	圓	圓	圓	圓	圓								
四	三	三	八	三	四	三	三	四	四	三	四	三	

鳥取縣公報 第千八十六號 昭和十四年十二月一日 (第三種郵便物認可)

江	日	日	多	二	逢	光	庄	高	大	春	法	成	中
		野									勝		
尾	野	上	里	部	坂	德	內	麗	高	日	寺	實	濱
同	同	同	同	日	同	同	同	同	同	同	同	同	同
江	日	日	多	二	逢	光	庄	高	大	春	法	成	中
尾	野	野	里	部	坂	德	內	麗	高	日	勝	實	濱
村	村	上	村	郡	村	村	村	村	村	村	寺	村	村
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
三	三	三	三	三	三	四	三	三	三	三	三	三	四

鳥取縣公報 第千八十六號 昭和十四年十二月一日 (第三種郵便物認可)

00521

八

鄉

同

八鄉村一圓

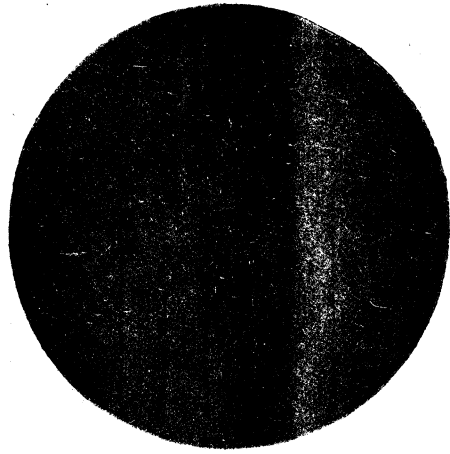
三

鳥取縣公報 第千八十六號 昭和十四年十二月一日 (第三種郵便物認可)

六

00522

事變特報



彙

報

第三十二號

舉國一致
盡忠報國
堅忍持久

鳥取縣公報

第千八十六號

昭和十四年十二月一日

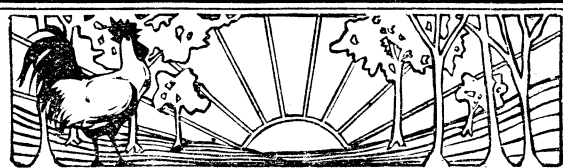
(第三種郵便物認可)

七

目 次

地代・家賃統制令	(社會課) 九頁
用材の生産統制規則による 檢査に就て	(林務課) 一二頁
鳥取縣教育是の制定	(學務課) 一七頁
經濟戰強調運動	(時局課) 一八頁
勞務動態調査	(社會課) 二五頁
戰時食糧充實運動方策	(時局課) 二七頁
昭和十三年鳥取縣生産總額概要	(統計課) 二九頁
國民皆兵	(社寺兵事課) 三四頁
本月の興亞奉公日	(時局課) 三八頁
經濟警察協議會の設置に就て	(保安課) 三九頁
軍事援護事業一覽	(社會課) 四〇頁
支那事變國債及貯蓄債券賣出	(時局課) 四三頁
海軍志願兵徵募前決書講演會	(社寺兵事課) 四六頁
滿洲開拓懇談會	(社會課) 四八頁

銃 後 を 護 れ ・ 火 を 守 れ



地代家賃統制令

今回、物價騰貴抑制の應急方策が實施されるに當つて、地代と家賃も他の價格、運賃、賃金等と並んで必要な統制が加へられることとなり、去る十月十八日、國家總動員法第九條に基いて勅令「地代家賃統制令」が公布され、十月二十日から昭和十五年十月十九日まで一年間效力を有するものとして施行せられるに至つた。

(一) 適用の範圍

本令は借地及び借家の地代及家賃の統制を目的とするものであつて、「借家」の中には一棟の建物の區劃された一部の賃借は勿論、アパート下宿屋、ビルディング等の貸室、貸間のやうな

建物の一部たる室の賃借も包含されるものである。

「借地」は建物所有の目的のものでなければならぬから、賃借された農耕地又は砂利置場、荷揚場のため賃借せられた土地等は「借地」に包含されない。これ等は價格等統制令の適用を受けるものである。但し借地の全部に互つて建物の存在することは必ずしも必要でなく、その借地が建物所有を目的として行はれたものであれば本令の適用を受ける。

この「借地」「借家」にはその契約期間の長短は問題でない。又轉賃借の場合も本令の適用を受ける。

(二) 地代、家賃の最高額

これ等の借地、借家については、特に地方長官の許可を受けた場合の外、契約期間の満了、貸主借主の變更如何に拘らず、次に記す地代家賃を越えて貸主は地代家賃を定めることは出來ないし、又貸主はどんな名義であつても本令の適

用を免れるため借主に對して借地又は借家の契約に定めぬ財産上の利益を求めぬことは出來ない。(第三條)

- 一 昭和十三年八月四日に、地代又は家賃のあつた借地又は借家については、同日の地代又は家賃。
- 二 昭和十三年八月五日以後本令施行前に地代又は家賃が新しく定められた借地又は借家については、同日以後の最初の地代又は家賃。
- 三 本令施行後に地代又は家賃が出來た借地又は借家については、本令施行後に於ける最初の地代又は家賃

(三) 最高價格の増額

地代、家賃の最高額の修正は本令の趣旨からいつて例外を多く認むべきではないが、しかし如何なる事情があつても絶対に増額を認めないことも適當でないので、厚生大臣の定める事由がある場合に地方長官の許可があつた時は増額

が出來ることになつてゐる。この「事由ある場合」は施行規則で次のやうに定められてゐる。

- 1 昭和十三年八月五日以後、當該土地又は建物に對する租税其の他公課の負擔について著しい増加があつたとき。
- 2 借主が貸主の縁故者であつた爲に地代、家賃の最高額が特に低額であつたとき。
- 3 貸主が本令施行後借家について増築又は改築をなし、又は昭和十三年八月五日以後について著しい改良工事を施行したとき。
- 4 前各號に準ずる事情その他已むを得ない事由があるとき。

而して右の場合に該當するものとして増額の許可を受けやうとするときは、各道府縣令を以て定められた手續によつて地方長官に申請せねばならぬのであつて、地方長官がこの増額の許可を與へるに當つては、特に設けられてゐる地代家賃審議會の議を経ることになつてゐる

(四) 本縣の増額手續

本縣では十一月二十一日鳥取縣令第四十七號を以て地代家賃統制令施行細則が定められ、この申請には左に掲げる事項を記載した許可申請を所轄市町村長を経由して提出すべきこととなつた。

- 一 申請者ノ氏名又ハ名稱、住所又ハ主タル事務所ノ所在地
- 二 借主ノ氏名又ハ名稱
- 三 借地又ハ借家ノ所在ノ地名、番地(建物ノ一部タル室ニ付テハ其ノ建物及室ノ表示)
- 四 地代家賃統制令第三條各號ノ地代又ハ家賃及之ヲ超エテ定メントスル地代又ハ家賃(地代又ハ家賃以外ノ借地又ハ借家ノ條件ノ變更ノ許可申請ニ在リテハ之ニ準ズ)
- 五 増額又ハ變更ノ實施期日
- 六 増額又ハ變更ノ必要トスル事由ノ詳細

而して右許可申請書には借地に在りては位置及敷地、借家に在りては位置敷地及間取を示す平面圖を添付し、尙其の他參考となるべき書類又は圖面があれば添付することになつてゐる。尙前記の書類又は圖面の外必要と認める書類又は圖面の提出を命ぜられることがある。

(五) 減額の命令

昨年八月四日後に定められた地代又は家賃についてはその最初の地代又は家賃が標準となり本令施行後の最高額は當事者の定める處に委せてあるのであるから、これ等の中には著しく不當に高額となることもあり得るし、又大部分の増築や改築に對しても不釣合に家賃を増額する場合もあらう。これ等のものに對しては適當な程度に減額を命ずることとして地方長官にその權能を與へられてゐるが、この減額命令も増額許可と同じく地方長官は地代家賃審議會の議を経る命ずるのである。

00527

尙昨年八月四日上於ける地代家賃の中にも相當不當なものがあるかも知れないが、しかしこの修正は次の段階に於ける問題として、應急措置に關する本令では、昨年八月四日に於ける地代家賃については減額を命じないことになつてゐる。

(六) 地代家賃以外の條件の統制

敷金、修繕費の負擔、疊建具その他の造作に要する費用の負擔、地代又は家賃の支拂條件及び借主の貸主に給付する權利金その他の財産上の利益に關する條件は、實際的には廣義の地代家賃に包含されると認むべきもので、地代、家賃の額の決定に密接な關係があるものである。従つてこれ等の條件を無統制のままに置いてはこれ等の條件に於て借地人借家人の負擔を増加することゝなつて、結局地代家賃の統制が完全にその目的を達し得ない虞があるので、前述の事項はすべてこれ等の諸條件について準用されることになつてゐる。



用材の生産統制規則による

検査に就て

支那事變の推移に伴ひ用材需要の激増は實に夥しく、他而外國材は外地の事情並に國際收支の關係等により、益々之を期待するを得ざるの實狀に鑑み之が用材の需給調整を圖る目的を以て政府は過る九月二十七日農林省令第四十五號を以て、用材生産統制規則を發布し十一月一日よりその實施を見るに至り全國一齊に用材の府縣營検査を實施することゝなつたのであります。本縣に於ても此の政府の方針に基き、去る十月三十一日縣令第三十五號を以て用材検査規則を設定し、所期の目的達成に努めてゐるものであ

00528

りまして、又その検査事務に在つても一層之が圓滑を期し、以て事變下に於ける用材の生産擴充と需給の調整を圖る上に於て關係各位の一段の理解を御願ひする次第であります。次に項を追ふてその取扱につき注意要項を記し参考に供します。

(一) 何故に用材の検査を必要としたか

輓近内地産材の生産數量は昭和初年の二倍を超ゆるの實狀にあると雖、時局下に於ける重要物資たる用材にして緊要且重要な用途に對し之が適應する用材の供給をなすに當り材種區々にしてその供給困難を來し、殊に調達に當りては敏速に同一規格品を而も相當量必要とする場合に於て極めて困難の現狀に在るに鑑みまして材種、形量、品質等につきその用途の合理化を圖ると共に各用途に於ける用材供給の適正と圓滑とを圖らんとするものであります。

(二) 検査を要する用材

本邦に於て生産せる用材にして薪炭の用に供するものを除く外は、全部その検査を要します。1 用材とは素材及製材の二種類であつて、素材とは丸太及柚角を謂ひ、製材とは板類、挽角類及挽角割類を謂ふのであります。従つて素材は農林大臣の定めた規格につき縣の行ふ検査に合格したものでなければ、之を讓渡し又は原料若は材料として使用することは出來得ないのであります。但し農林大臣又は地方長官が除外として指定した場合は勿論検査を受ける必要はありません。2 製材に於ては農林大臣の指定せるものを除く外、農林大臣の定むる規格によらねば之を生産することは出來ないのであります。但し特別の必要あるときは農林大臣又は地方長官の許可を受けてその必要な規格による製材をなすことが出來ます。然し何れの場合に於てもその規格に

府縣の行ふ検査に合格したものでなければ、譲渡し又は原料若は材料として使用することは出来ないであります。(但し農林大臣又は地方長官が除外を指定した場合は検査を受ける必要はありません)

(三) 検査を要せざる用材

一 素材に在りては

- 1 御料、國有又は縣有に屬する素材
- 2 徑二寸未滿にして元口徑四寸未滿又は徑二寸未滿にして、長さ六尺未滿の針葉樹の素材、但し松は徑一寸未滿にして元口徑二寸未滿又は徑一寸未滿にして、長さ三尺未滿のもの
- 3 徑五寸未滿にして元口徑七寸未滿又は徑五寸未滿、長さ六尺未滿の濶葉樹
- 4 銘木類
- 5 廢材及屑材
- 6 素材の生産者が一年間百石を超へざる範

園内に於て、その生産した素材を原料又は材料として使用する場合は

二 製材に在りては

- 1 銘木類
- 2 御料、國有縣有に屬する製材品
- 3 廢材及屑材
- 4 けやき、しほぢ、やちだも及かしを除く濶葉樹の製材

(四) 検査の方法

- 1 検査は製材所、居宅、倉庫、工場等用材の所在場所に於て行ひます。
- 2 検査を受ける者は検査を受けんとする前に用材を類別毎に配列して所定の様式により、その標示をなして置かねばなりません。
- 3 検査を受ける者は用材検査申告書によりて検査員の駐在所に届出でねばなりません。

(五) 取締及罰則

一 取締

- 1 検査吏員が取締上必要と認むるときは製材所、居宅、倉庫、その他用材の所在に臨檢し、積替、改束、保管若は運搬の停止を命じ又は必要な書類その他物件の提示を命じることがあります。
- 2 運送業者又は運送取扱業者は左の各號の一に該當する用材の運送又は運送の取扱をなすことは出来ません。但し規則第七條の承認を受けたるものは此の限りではありません。
- イ 検査未済のもの
- ロ 検査證印の明瞭でないもの
- ハ 保管又は運搬停止を命せられたるもの
- 3 自家用の原料又は材料として用材を使用する者が一年間百石を超へざる範圍に於て自ら生産したる用材を使用する場合に於ては擔當駐在所検査吏員に届出ねばな

りません。

二 罰則

- 1 支那事變に關聯し國民經濟の運行を確保する爲、特に必要ありと認むるときは輸入の制限その他の事由により、需給關係の調整を必要とする物品につき措置をなすもので即ち、
- イ 命令の定むる所により當該物品を原料とする製品の製造に關し必要な事項を命じ又は制限をなすこと、
- ロ 當該物品又は之を原料とする製品の配給、譲渡、使用又は消費に關し必要な命令をなすこと、此の規定による命令若は處分又はその命令に基きて爲す處分に違反したる者は一年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處せられます
- 法人の代表者又は法人若は人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して違反行爲をなしたるときは行爲者を罰するの外、その法人又は

00531

人に對しても同様の罰金を科せられます
次の各號に該當する者は五拾圓以下の罰
金、拘留又は科料に處せられます。

(イ) 特殊事由による場合に於て、承認證印
の押捺を受けずして生産地擔當検査員
駐在所の擔當區域外に之を搬出したる
とき。

(ロ) 検査吏員必要と認むるときは検査済の
用材につき再検査、又は取締上必要事
項の命令、及用材運搬若は貯藏に對す
る命令に違反したるとき。

(ハ) 検査済の用材にして一束の一部變更、
證印の不明、形質の著しき損傷の場合
その検査を受けざるべき證箋及證印を
偽造又は類似のものを使用したるとき
検査未済、證印不明、保管又は運搬停
止を命せられたる用材の運送又は運送
取扱をなしたるとき。

(ニ) 業務用の原料又は材料として用材を使
用する者が一定の範圍に於て自ら生産
した用材使用の場合届出、證印の押捺
を拒み又は之を妨ぐる行爲

(ホ) 検査を受くるに當り虚偽の陳述をなし
その他不正の行爲をなし又は検査を受
けたる用材及證印に不正の手段を施し
故意に證印を汚損したるとき

4 法人の代表者又は法人若は人の代理人、
使用人その他の従業者がその法人又は人
の業務に關して前記3に掲ぐる違反行爲
をなしたるときは、その罰則はその法人
又は人にも之を適用せられます。

5 未成年者又は禁治産者が前記3に掲ぐる
違反行爲をなしたるときは、その罰則は
その法定代理人に適用せられます。

(六) 検査手数料

種類により一石(十立方尺)につき左の、敷料

00532

を徴せられることになつてゐます。

- 1 素材 一石につき 金貳錢五厘
- 2 挽角 一石につき 金四錢五厘
- 3 板挽割類 一石につき 金五錢



鳥取縣教育是の制定

明治三十七八年戰役の最中、國民等しく國難
打開に没頭してゐるとき、明治天皇は特に詔し
て、軍國多事の際と雖も教育の事は決して忽に
してはならない旨仰せ出され、將來の國家發展
上國民教育の寸時も等閑にすべからざる事をお
諭し遊ばされました。西洋でも嘗てナポレオン
の馬蹄に國都ベルリンを蹂躪せられて、砲聲巷
に轟く時、ドイツの哲人フイヒテは有名な「ドイ

ツ國民に告ぐ」の大演説をなして教育の重要を
喝破したのであります。東洋の古言にも一年の
計には稻を植えよ、十年の計には木を植えよ、
百年の計をなさうとすれば須らく子孫を教育せ
よと申してあります。實に次の時代の日本の隆
昌を圖る爲には教育ほど大切なものはないので
あります。

今や我が國は上下舉つて東亞の新秩序建設に
邁進して居るのであります。之に伴つて教育
の方面にも全面的刷新改善を加ふべく、中央で
も國民學校案を初め種々研究審議を進められて
ゐるのであります。

本縣に於きましてもこの興亞教育の線にそふ
て着々努力して居るのであります。この際一
段と新時代に即應した教育精神の昂揚を期する
爲、茲に本縣の歴史、風土、縣民性等の具休性
に立脚して本縣教育の向上飛躍を企圖すべく教
育是を制定し、十二月二十四日付鳥取縣訓令甲
第二十號を以て公布せられました。

この教育是に就ては引續き各學校種別毎に委

員會を開き、其の具体的實踐事項を決定してあらゆる教育面にその徹底を期する筈であります。左にその全文を掲げて各位の精讀を望み教育當事者は素より一般縣民に於ても須らくこの教育是の精神を體して、本縣教育刷新の基調たらしめられんことを冀望する次第であります。

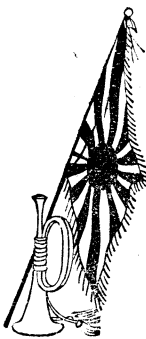
我が國教育ノ根本義ハ畏クモ教育ニ關スル勅語ニ昭示シ給ヘル所ニシテ、一ニ我が國體ノ本義ニ則リ、天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼シ奉ルコトニ存ス。而シテ曩ニハ青少年學徒ニ對シ優渥ナル勅語ヲ賜フ。聖旨洵宏遠ニ恐懼ノ至リニ堪ヘズ。今ヤ皇國ノ前途愈々多事、國ヲ擧ゲテ興亞聖業ノ達成ニ邁進スベキノ秋、コノ大格ニ明徹シ以テ教育ノ刷新ニ努メザルベラズ。

今茲ニ教育ノ淵源ニ溫ネ郷縣ノ風尚ニ顧ミカ更ニ時勢ノ趨向ニ鑑ミ鳥取縣教育是ヲ定ム。殊ニ本縣教育ニ從フ者、宜ク率先垂範之ガ透徹具現ニ努メ、以テ忠良有爲ナル國民ノ鍊成

ヲ期スベキナリ

鳥取縣教育是

- 一 義ハ 名和公ノ大義ニ承ケ 盡忠國ニ報ズルノ信念ヲ培フベシ
- 一 道ハ 尚徳ノ風尚ニ繼ギ 實踐躬行 徳性ノ涵養ニ努ムベシ
- 一 學ハ 教學ノ本義ニ徹シ 研鑽創造 中正ノ識見ヲ長ズベシ
- 一 志ハ 八紘一字ノ理想ニ則リ 進取雄渾 ノ氣象ヲ振勵スベシ
- 一 力ハ 心身相即ノ理ニ基キ 強靱剛健 ノ體力ヲ鍊成スベシ



經濟戰強調運動

(國民精神總動員 決定) 鳥取縣常任委員會

一 趣 旨

今次歐洲戰爭勃發せるも、我國に於ては之に介入せず、専ら支那事變の處理に邁進し、複雑多變なる國際情勢に對處して強力日本を建設すべきものなるが故に、愈々軍備の充實、生産力の擴充、大陸に於ける建設に一段の眞劍なる努力を必要とする。従つて一億國民は歐洲戦局の推移に耳目を奪はるゝことなく、益々綜合國力の發揮に向つて邁進しなければならぬ。是れ歳末を控へて特に經濟戰強調運動を展開せんとする所以である。

二 運動の目標

本經濟戰強調運動は、次の五大目標を定め全國民各階層をして、各々經濟戰の戰士たるの自覺と其の任務を強調せんとす。

(一) 經濟戰の實情に即し、我が經濟力強化に資すべき諸政策の意義闡明と全面的

協力の實現

- (2) 公私生活の戰時態勢化
- (3) 物資活用と消費節約の徹底
- (4) 戰時食糧の充實
- (5) 百億貯蓄の勵行

三期 間

本運動の期間を昭和十四年十二月一日より十二月末日迄一ヶ月間とし、全期間を通じ、運動目標の達成を圖ること勿論なるも尙次の週間及強調日を設け、經濟戰の主要任務の實踐を期するものとす。

- 第一週 物資活用週間 自十二月一日 至同 七日
- 第二週 食糧充實週間 自同 八日 至同 十四日
- 第三週 百億貯蓄強調週間 自同 十五日

00535

第四週 生活刷新週間 廿一日

自同 廿二日

強調日 晚歲反省迎歲計畫日 廿八日
自同 廿九日
至同 卅一日

四 各週間及強調日の強調事項

(一) 第一週 物資活用週間

- (1) 銀行を通じて金を政府に賣却すること
- (2) 新規購入は見合せ極力手持品の活用を圖ること
- (3) 買溜を爲さざること
- (4) 屑整理函又は廢品整理函を各家庭に備付せしむること
- (5) 七日の廢品整理日には戸毎洩なく家内の整理を行ふこと
- (6) 伍人組、什人組、部落又は町内毎に廢品回收を行ふこと

(二) 第二週 食糧充實週間

- (7) 全縣各戸一戸一品廢品獻納運動を實施し回收したる廢品を賣却しその代金は鳥取縣支那事變軍事後援會に寄附すること
- (8) 電氣及瓦斯の消費節約を徹底すること
- (1) 米を尊重する觀念の普及徹底を圖ること
- (2) 白米食を廢止し、七分搗を常用すること
- (3) 週間中は必ず混食を實施すること
- (4) 代用食を攝ること
- (5) 節酒を實施し、特に週間第三日(十二月十日)を「酒なしデー」とすること
- (6) 勤勞を増進して食糧の増産と市場出廻り促進に努むること
- (7) 官公署、會社、工場等は共同炊事を計畫實施し飯米の無駄を省くやう考慮すること

00536

(8) 一般食堂、飲食店等に於ては獻立等に留意し食品の無駄を省くこと

(三) 第三週 百億貯蓄強調週間

- (1) 収入増加を謳歌することなく高率貯蓄を勵行すること
- (2) 消費の節約を斷行し、餘剰金を生出すること
- (3) 年末賞與は極力貯蓄に充てること
- (4) 特に本月の貯蓄額を引上ること
- (5) 毎月の組合貯蓄倍加を圖ること
- (6) 力めて國債、貯蓄債券を購入すること
- (7) 進んで組合に加入し國民貯蓄組合員章を戸毎に貼付すること

(四) 第四週 生活刷新週間

- (1) 越年及迎春の準備は無駄を省きて専ら精神的に實施すること
- (2) 年末年始の贈答は廢止すること
- (3) 年賀狀、年賀廣告の虚禮のものを止め

ること

(五) 晚歲反省迎歲計畫日

- (4) 忘年會の開催と新年宴會の準備は差控ふること
- (5) 衣服調度の新調は見合せること
- (6) 公私生活の戰時態勢化を強化する爲國民生生活網要の勵行恒常化を圖ること
- (1) 生活が戰時態勢化されて居るかを反省すること
- (2) 經濟戰の戰士としてその任務を果して居るかを反省すること
- (3) この反省の上、紀元二千六百年一年の大計を計畫すること

(一) 縣に於て實施すべき事項

- 運動期間中或は期間前機宜に實施すべき事項の概目次の如し
- (1) 新聞社との懇談會を開催し、その協力

- を求むること
- (2) ラヂオ放送を行ふこと
 - (3) 郡市別に市町村指導者層の參集を求め運動實施方法を協議すること
 - (4) 官公署、會社、工場、學校等に對し協力を依頼すること
 - (5) 年末賞與國債交付又は國債、貯蓄債券購入協議會を開催すること
 - (6) 米穀商、飲食店、料理店、旅館等の代表者を集め食糧充實運動に對する協力を求めること
 - (7) 映畫會、講演會を開催すること
 - (8) 「スライド」を作製頒布及幕間を利用する「アナウンス」を行はしむること
 - (9) 講師の斡旋及派遣
 - (10) 國民貯蓄組合員章を市町村に送付すること
- (二) 市町村其他に於て實施すべき事項
- (1) 市町村、官公署、會社、工場、學校等に於ては運動五大目標に従ひ實施すべき事項の概目次の如し
 - (イ) 市町村毎に經濟戰對處協議會の開催各種團體長其他市町村内の指導的立場に在る者の參集を求め地方實情に即せる本運動實施細目を決定し、部内の職場團體、町内又は部落等を單位とせる實踐網を動員して實施を圖ること
 - (ロ) 各種團體の總努力、總動員運動實施に當りては各種團體相諮り其の協力の下に總動員して運動の徹底に當ること
 - (ハ) 講演會、協議會の開催各實踐網に對し經濟戰の意義を明にすると共に市町村の定めた本運動實施細目に付懇談協議し實踐事項の申合せを行ふこと
 - (ニ) 官公署、會社、工場、學校等は市町村の實施細目に協力し夫々實踐事項

- を定めること
- (ホ) 産業報國會、生活刷新班の活動を促進すること
 - (2) 各週間及強調日の強調事項に即應して次の事項を實施すること
 - (イ) 十二月七日を期し各家庭、各種團體等を動員して一戸一品廢品獻納運動を計畫實施すること
 - (ロ) 官公署、會社、工場、學校等の辨當を七分搗又は混食とすること
 - (ハ) 般販産業方面及物價高勞銀高に因り收入増加せる向に對しては特に高率貯蓄を實行せしむる計畫を實施すること
 - (ニ) 組合貯蓄倍加運動はこの際更に強調實現を圖ること
 - (ホ) 官公署、會社、工場等の勤務者に對する年末賞與を貯蓄せしむる計畫を樹立實施すること
 - (ヘ) 町内、部落等其の他一般貯蓄組合に對し年末收入増加の實情に即應して貯蓄率の引上を行はしむること
 - (ト) 賞與の國債支給又は國債若は貯蓄債券の購入を勸奨斡旋すること
 - (チ) 官公署、會社、工場等に於て歲暮の贈答廢止の申合せをなすこと
 - (リ) 忘年會と新年宴會の計畫は差控ふること
- (六) 本運動展開上留意すべき事項
- (1) 趣旨普及上の注意
 - (イ) 經濟戰に勝たんが爲には内に於て我が經濟力を愈々強化するの肝要なる所以及經濟力強化に資すべき諸政策殊に物價の引上禁止等最近の物價政策に對する理解を十分徹底させ、全面的協力を強調すること
 - (ロ) 歐洲戰爭の我が經濟界に及ぼす影響を樂觀し徒に戰爭景氣を謳歌するが

00539

如きは最も警戒を要することを強調すること却て國際情勢の變轉に伴ひ國內物資の不足に對應し消費節約貯蓄増加の重要性を益々増大し來りたること

(ハ) 經濟統制に違反する行爲は憎むべき非國民的罪惡なる所以を強調すること

(ニ) 「公私生活を刷新し戰時態勢化するの基本方策」及「物資活用並に消費節約の基本方策」中より特に歳末に當り強調すべき事項を採り上げ、地方の實情に應じて之が實踐を強化すること

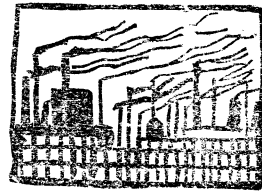
(ホ) 戰時下に於ける國民食糧を確保する爲政府に於ては増産を圖り且配給を統制しつつあるも現下の米穀事情に鑑み特に米穀の消費を節約し、米穀の需給關係を調節する必要あること
(ヘ) 「昭和十四年度國民貯蓄獎勵方策」に

基き國民貯蓄の増加を期すると共に特に本年度前半の貯蓄實績に徴し三千萬圓貯蓄達成の爲には更に一段の努力を要することを強調し年末の賞與、手當、諸收益及び生活刷新、消費節約に依つて得たる餘剰金を極力貯蓄に向ける要のあること

(2) 實施上の注意

- (イ) 全縣洩なく實施すべきも特に都市及之に準ずる町村に主力を注ぐこと
- (ロ) 般賑産業關係者並に社會の上層部の實踐を特に促すこと
- (ハ) 從來協力を求めたる方面の援助を求め特に婦人團體の活動を促すこと
- (ニ) 學校に於ては生徒兒童を通じ各家庭に滲透する様實施すること
- (ホ) 「經濟戰對處生活刷新事項」を參考とし特に本運動に適切なるものゝ必行を期すること

00540



勞務動態調査

△調査と報告

資源調査法第一條の規定により

常時勞務者を雇傭する者は、その勞務者の使用の場所毎に毎年六月及十二月の二回その場所に於ける勞務動態を報告するを要することとなつた。これは各その月末現在を以て勞務者の雇入解雇雇入豫定數其の他の勞務動態に關する事項を、豫め市町村長から交付せられた勞務動態調査票用紙(交付を受けない時は其の旨市町村長に申出で、交付を受けること)に記入して地方長官宛に報告するのであつて、正副二通を製作して翌月十日までに勞務省使用の場所を管轄する市町村長に提出する。(但し、交通至難の地に勞務者使用の場所を有するもの、又は天災事變其の他己むを得ざる事故がある時は地方長官に

於て期限延期につき特別の處置をとり得る

市町村長は報告期限迄にこの勞務動態調査票を取纏めて報告期限後五日以内に當該市町村を管轄する職業紹介所長に提出し、職業紹介所長は之を審査の上正票を報告期限後十日以内に地方長官に提出するのであつて、地方長官はこれを集計して厚生大臣に報告することになつてゐる。

△調査の範圍及勞務省使用の場所

この規定による調査は左の各號の一に該當する者の雇傭については適用しないことになつてゐる。

- 一 船員法の船員
- 二 醫師、齒科醫師、藥劑師
- 三 獸醫師
- 四 年齢十二年未滿の者、六十年以上の者
- 五 年俸又は月俸を受け、其の月額百圓を超ゆる事務従事者
- 六 其の他厚生大臣の指定する者

00541

又勞務者使用の場所について左の各號の二に該當するときは雇傭主の事務所を以てその使用の場所と見做す。

- 一 雇傭主勞務供給者なるとき
 - 二 勞務者使用の場所一定せざるるとき
 - 三 勞務者を常時船舶内に於て使用するとき
- 尚、雇傭主が同一勞務者を二以上の場所に於て使用するときは、主たる使用の場所を以て勞務者使用の場所と見做すのである。

△勞務動態調査員

市町村内に於ける勞務動態調査の事務に従事せしめる爲、地方長官は勞務動態調査員(名譽職)を任命するが、本縣では各職業紹介所で銓衡した者一千名に對して知事より詞令を發することになつてゐる。

この調査員は市町村内に調査員擔當區を設けて各擔當地區毎に一調査員を置くものであつて時局上重要な工場事業場に於ける勞務の動態狀況の報告事務を取扱ふものであるから、その

區域内に於ける勞務の雇傭状態につき成るべく精通して、報告期限前後に於ける事務に支障を來す如きことなきを期せねばならぬ。

- これが銓衡の範圍は大體
- イ 職業紹介所聯絡委員
- ロ 青年團其他各種團體役員
- ハ 町村の區長、町内會役員等
- ニ 方面委員
- ホ 國勢調査其他之に準ずる諸調査員たりし者若は現在その役にあもるもの

であつて調査員は市町村長の指揮監督を承けて概ね左の事務を執行するものである。

- 1 調査擔當區域内の報告義務者の異動狀況を常時知悉し置くこと
 - 2 調査票の配布並蒐集に當ること
 - 3 調査票の配布に際し調査の趣旨を周知徹底せしめ、記載方法を懇示すること
- 調査表の蒐集に際し、各個別に記述内容

00542



戰時食糧充實運動方策

(國民精神總動員)
鳥取縣常任委員會決定

一 趣 旨

政府は戰時に於ける國民食糧を確保する爲之が増産を圖ると共に配給を統制し國民生活の維持に遺憾なきを期してゐるが、現下の米穀事情に鑑み、此の際國民運動に依り特に米穀の消費を節約し米穀の需給關係を調節せんとするものである。

の審査に當ること

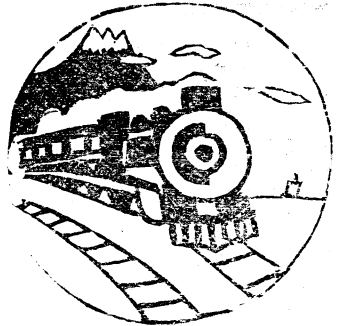
5 本調査事務に關し、市町村當局と緊密なる聯絡を保持し調査の完璧を期すること

二 實 施 事 項

- (一) 米を尊重する我が傳統觀念の再興と其の徹底を圖り飯米の無駄を排除すること
- (二) 白米食の廢止と七分搗米(胚芽殘存のものを含む)を常用すること
- (三) 特に混食(七分搗米に對し麥類其他の雜穀、豆類、馬鈴薯、其他薯類の混入に依る)を實施すること
- (四) 麵類、蕎麥食等の代用の主食化を實施すること
- (五) 節酒を實施すること
- (六) 米穀商に對する勸奨
米穀商の自主的協力に依り販賣に當りては必ず七分搗米の一升に對し麥其他の雜穀類を二合の割合を以て販賣する習慣を確立せしむること
- (七) 一般食堂、驛辦、飲食店、料理店、旅館等に對する勸奨
之等の業者の自主的協力に依り買客に

- (八) 官公署、會社、工場、學校等の食堂に於ては率先七分搗飯又は混食を實施する等飯米節約の實を擧ぐると共に其の無駄排除の工夫を行はしむること
- (九) 官公署、會社、工場、學校等に於ける晝飯、辨當の七分搗飯又は混食の獎勵又は共同炊事の實施に依り一般家庭に對する本運動の趣旨滲透を圖ること
- (十) 婦人團體に對し主食改善に關する講習會を開催すること
- (十一) 勤勞の増進に依り各種食糧の増産を圖り市場出廻り促進に努むること
- (十二) 縣内各種團體、組合等の總努力に依り本運動の徹底を期すること、特に各官公署の協力に依り其の率先垂範を期待すると共に各其の監督下の各種團體

- (一) 組合をして本運動に参加す様通牒方依頼すること
- (二) 節米は主として米穀消費者を對象とし特に婦人の協力を求め又生産者及業者に對して更に増産と市場出廻り促進に努力せしむること
- (三) 無砂七分搗米の使用は國民保健上有益なることを併せ強調すること
- (四) 戰時食糧充實運動は豊凶定まることなく天候に支配せられること多き米穀生産の實際に鑑み明年の作柄に關せず來秋端境期に於ける持越米の充實を期せんとするものなることを強調



昭和十三年

鳥取縣生産總額概要

從來の例に依り調査したる昭和十三年に於ける本縣生産總額は八千九百三十五萬三千八百六十九圓にして、前年の八千二百八十三萬三千九百八十圓に比し六百五十一萬九千八百八十九圓(七分九厘)の増加を示した。

之を種類別に觀れば次の如くで最高は農産の四千二百八十三萬七千七百三十四圓(總額の四

割七分九厘)で首位を占め、工業の三千八百二十萬二千八百八十四圓(同三割七分二厘)之に亞ぎ以下林産の(七分)、畜産の(三分九厘)、水産の(二分九厘)、鑛産(一分一厘)の順位である。

總額	八九、三五三、八六九圓
農産	四二、八三七、七三四
林産	六、二九一、二九〇
畜産	三、五三〇、六二五
鑛産	九四二、〇四八
水産	二、五五〇、八八八
工業	三三、二〇一、二八四

之を各種類別に付前年との比較を示せば次の如くで其の増加割合の最も著しいのは林産の百五十四萬四千五百三十五圓(三割二分五厘)を筆頭とし、畜産の七十五萬二千三百三圓(二割七分一厘)之に亞いでゐる。

昭和十三年 昭和十二年 差引増減(△印減)

品名	昭和十三年 額	昭和十二年 額	差引	増減	割合
農産	八九、三五三、八六九	八二、八三三、九一〇	六、五一九、八八九	△	〇、七九
林産	四、八三七、七三四	四、三三〇、九七八	五、五四六、七五五	△	〇、一一
畜産	六、二九一、二九〇	四、七四六、七五五	一、五四四、五三五	△	三、三五
鍍産	三、五三〇、六三五	二、七七八、五三三	七五二、一〇三	△	二、七一
水産	九四二、〇四八	一、三四、五七七	三六二、五〇九	△	二、三二
工業	二、五五〇、八八八	二、二九八、三三一	二五二、五四七	△	一、〇九
合計	三三、二〇一、二八四	二九、四三三、八三七	三、七六七、四四七	△	一、二七

更に其の内容に付前年と比較すれば増加の主なるものは、林産にありては近時木材の需要頓に加はり、商況好轉に依り用材に於て百三十四萬三千九百九圓(六割八分四厘)を農産にありては米に於て百五十萬千九百七十二圓(六分八厘)梨に於て三十一萬八千七百九十圓(五割五分四厘)を、畜産にありては家畜奨励に依り、生産増加に伴ひ牛四十七萬二千八百二十三圓(三割一分二厘)を、工業にありては重工業の進展に伴ひ金屬製品二百三十八萬四千百三十三圓(九

割三分六厘)を、水産にありては漁獲物に於て十四萬七千五百五十三圓(九分八厘)を各増加し之に反し減少の主なるものは、農産にありては桑園の凍害に依り桑葉九十八萬八千八百六十八圓(二割一分七厘)、繭百十八萬四千三十八圓(一割五分六厘)を、工業にありては化學工業の三十萬三千九百四十六圓(一割九分六厘)、紡績工業の百七萬三千三百八十七圓(三割四分一厘)を、鑛産にありては銅鑛の二十一萬九千六百圓(二割四分二厘)を、各減少した。

次に各郡市別に生産總額を觀るときは左の如くで、東伯郡の二千二百三十六萬五千七百九十圓が最高で總額の二割五分を占め、次は西伯郡の一千五百二十六萬三千八百七十八圓にして一割七分一厘に當り、以下米子市一割三分三厘、八頭郡一割一分一厘、鳥取市一割三厘、氣高郡一割、岩美郡、日野郡各六分六厘である。而して郡市別生産總額を前年に比すれば、其の増加割合の最高は米子が三百九十二萬五千五百八十二圓(四割九分二厘)で、日野郡六十六萬四千四百三十一圓(一割二分七厘)之に亞ぎ、以下八頭郡の一割二分二厘、鳥取市の七分五厘、

氣高郡の六分六厘、岩美郡の三分七厘の位となり、之に反し東伯郡は三十七萬二千五百七十圓(一分六厘)西伯郡は十八萬四千二百八十六圓(二分二厘)を各減少した。次に生産總額の人口割を觀ると、現任人口一人當り百九十九圓にして前年の百七十三圓に比し十七圓(九分八厘)の増加を示した今之を各郡市別に觀るときは左の如くで、米子市の二百五十五圓を最高とし、次は東伯郡の二百三圓、以下氣高郡の百九十二圓鳥取市の百八十二圓、岩美郡、西伯郡の各百七十四圓、日野郡の百六十七圓、八頭郡の百六十四圓の順序である。

昭和十三年 昭和十二年 前年ニ比シ増△減 人口一人當生産額

郡市	昭和十三年 額	昭和十二年 額	増△減	割合	昭和十三年 人口一人當生産額	昭和十二年 人口一人當生産額
總額	八九、三五三、八六九	八二、八三三、九一〇	六、五一九、八八九	〇、七九	一九〇	一七三
鳥取市	九、一六〇、七五二	八、五八、五九	六、四二、二四二	〇、七五	一八二	一六九
米子市	一、九〇九、九四八	七、九四、三六六	三、九三五、五二	四、九一	二五	二〇三
岩美郡	五、九四、五五一	五、七二、七九三	二二、七五八	〇、三七	一七四	一六六
八頭郡	九、九三、六二九	八、八五、一四三	一、〇八、四八六	一、三	一四	一四〇

00547

氣高部	八、八五、二四四	八、三三、八九〇	五二、二五六	〇、六六	一九二	一七五
東伯郡	三、三三、七九〇	三、七六、三六〇	△三七三、五七〇	△〇、六六	二〇三	二〇四
西伯郡	一五、三三、八七六	一五、四八、二六四	△一八四、二六六	△〇、二二	一七四	二六二
日野郡	五、九〇、一八六	五、二四、七五五	六六四、四三二	一、七	一七	二四七

(備考)

本表の一人當算出の人口は昭和十三年末現在の職業別調査の人口に依る。

尙生産價額の内五十萬圓以上のものを擧ぐれば次の如くである。

	數量	價額
米	七三六、〇〇八石	二二、四七四、〇七二圓
生絲	二〇七、三三三貫	九、八七一、三八五
繭	一、二八四、九一〇	六、三九八、六八一
金屬製品	二五、三九五、〇四九	四、九五〇、二四四
桑葉	三二、四四一石	三、五六一、〇一〇
清酒	一、〇九六、八七四	三、五四三、六二一
紙材	一三六、八二八	三、三〇八、八五八
麥	一九、三六〇頭	三、〇五七、一五〇
牛	一、八四六、六四六貫	二、三三〇、八三五
漁獲物	—	一、九八九、八一八
木炭	—	一、六五六、二三〇
	—	一、五三四、一九八

00548

梨子	一、六一六、七〇四	八九四、四九三
菓子	—	八七六、一九五
菓實	—	八〇九、二九一
水産製造物	—	七三八、六三〇
醬油	二二、八六五石	六八六、三九八
銅鑛	一、八八五、八六七貫	六八〇、八七九
甘藷	四、九五四、九九三	六七三、〇九九
薪炭材	二二三、〇一三棚	五八九、七二八
建築具	—	五六三、〇〇七
鶏卵	一七、二八六、九七八箇	—

又最近五ヶ年間に於ける生産總額を掲げ其の消長を示せば次の如くである。

年	總額	農産	林産	畜産	鑛産	水産	工産
昭和十三年	八九、三三、八九九圓	四二、八七、七四〇圓	六、九二、二九〇圓	三、五〇、六三五圓	九二、〇四八圓	二、五〇、八八八圓	三三、三〇一、八八〇圓
同十二年	八二、八三、九九〇圓	四二、三〇、九七六圓	四、七四、七五五圓	二、七六、五三二圓	一、三四、五七七圓	二、九三、三四一圓	二九、四三、八三七圓
同十一年	七〇、二六、三三四圓	三五、四七、七六八圓	三、七四、一三五圓	二、三五、八〇三圓	八九、六四七圓	二、四八、一五一圓	二五、五九、九二〇圓
同十年	六六、一七、九九〇圓	三三、七六、一七〇圓	三、〇〇〇、三三三圓	二、二七、四三三圓	八四、八三三圓	一、九七、六九三圓	二四、四三、三八九圓
同九年	五、四、七四四圓	二、六、八〇、〇七七圓	二、九七、一三九圓	一、七六、五九二圓	六九四、五八八圓	二、〇四、二九二圓	一七、三〇五、四六一圓
同八年	二、四、五、九五五圓	三、六、〇〇一、二八五圓	二、七四、三三五圓	一、五八、三、二〇〇圓	八六二、二六二圓	一、七〇、〇六五圓	一八、三三、二五〇圓

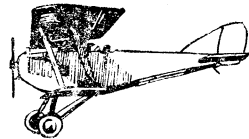
以上に依り本縣の經濟狀態を通觀すると、昭和五年以來全國的に襲來せる大不況の怒濤は昭和六年を最低として爾來回復の曙光認められ、偶々昭和九年には滿價の暴落と未曾有の大風水害に遭遇して生産額の減少を示したが、昭和十年より漸次頽勢を挽回し事變下生産力の擴充と相俟つて一路

向上の趨勢にある。

國民皆兵

内閣情報部長

横溝光暉



國民皆兵の内容的變遷

國民皆兵の制度は明治五年全國徵兵の詔を發せられたるに始まりまして、徵兵令が定められ今日に至つて居ります國家はその國民の擧げて防護すべきものであります。國家を防護し、國の戰鬥力を組織してこれに勤務する軍事上の義務は、全國民の義務であります。崇高なる義務であると共に、又名譽ある權利であります。國民皆兵制度の根據は實に茲に存するのであります。

而して茲にいはゆる國民皆兵は武力戰の戰鬥

力を組織することでありました。即ち當時に於て戰爭と云へば、それは武力と武力との鬪争、戰鬥に依る敵戰鬥力の殲滅といふことであつたのであります。

ところが前回の世界大戰争に於ては、戰爭に勝つ爲にはそれだけでは濟まなくなつたのであります。即ち如何にして敵の經濟力を破壊して戰費を窮乏せしむべきか、又如何にして敵の心理、思想に動搖を生せしめて戰意を失はしむべきかと、敵の經濟力と敵の精神力とを破壊することが重要な攻撃として深く考慮されなければならなくなつたのであります。

敵の精神力を破壊するのは申すまでもなく思想戰であり、敵の經濟力を破壊するものは取りも直さず經濟戰であります。かうした思想戰や經濟戰が武力戰と有機的に綜合され、一體となつて戰爭が遂行されるのが現代の戰爭であります。即ち全體戰爭であり國家總力戰であります。戰爭は軍人だけの戰爭ではなくなり、
た。 援だ
戰爭に於ける國民の立場は軍人に對する

くけではない。

戰爭はたゞに軍隊の仕事たるに止まらず、全國民の一人々々の精神力及び經濟力に直接影響する國民全部の仕事となつたのであります。

こゝに於て「國民皆兵」といふ言葉は、國民の一人々々は皆戰鬥員である。たとへ銃を執つて武力戰に参加せずとも銃後に在つて思想戰、經濟戰の戰鬥員として戰鬥に参加するのであるといふ意味に變化したものであると思はれるのであります。國民皆兵の現代的意義と申しませうか、國民皆兵といふ言葉は現代に於ては須らく左様に解すべきものであらうと思ふのであります。

△思想 戰

戰爭と申せば、彈丸雨霰と飛び、肉弾亦相搏つ戰場を思ひ出しますが國家總力戰の戰場は單にさうした武力戰の戰場のみならず、戰線の背後にまで擴大されてゐるのであります。その戰場で飛び交ふのは鐵の彈丸ばかりではありません

ん紙の彈丸がある。聲の彈丸がある、セロロイドの彈丸がある。

こんなことを申しますと、皆様は不思議に思はれるかも知れませんが、これは全く事實なのであります。紙の彈丸とは何ぞや？ ニュースを載せる新聞通信は大きな紙の彈丸であります。更に戰場に、又戰線の背後に、肉を撃つ砲彈、機關銃と共に、心を打つ紙のビラが飛行機の上から風のまにまに飛んで來る。敵の肉體を攻めずして敵の心を攻める。さうして敵に不安の氣分を起させ、敵の士氣を沮喪させ戰意を喪失せしめようとするのであります。

それでは一體聲の彈丸とは何か？ 相對峙して居る戰線の塹壕から敵に向つて敵國軍隊の郷里のこと、郷里の民謡の類を蓄音機によつて擴声器を通じて放送するといふ手であります。これを聞いてホームシックに陥り望郷の念に堪へずして逃亡脱走相次いで起る。或は白旗を立て降参する者が出て來るといふ風に敵の心を攻め戰意を喪失させる聲の彈丸であります。

00551

然らば一體セルロイドの彈丸とは何でありませう？ それは申すまでもなく映畫であります。映畫は「一秒間に二十發發射するセルロイドの機關銃だ」といはれて居る思想戰の武器であります。映畫は民族的限界を超えて、極めて廣い國際性を持つて居りますから、國內に於て自國の國民に向つて強い宣傳力を發揮するばかりでなく、世界の到る處に行つて相當の宣傳力を發揮するのであります。

△經濟 戰

それでは經濟戰の方はどうであるか、敵の經濟力を破壊する爲には直接敵の經濟力を破壊するのに諸種の方策を講ずることが必要であります。例へて申しますれば、敵の通貨主權を破壊する爲め工作するが如きはその一例であります。又第三國の經濟的援助を遮斷する爲の諸種の方策を講ずることも必要であります。例へば沿岸飛行を遮斷する經濟封鎖の如きはその一例であります。

あの手この手とあらゆる方途を講じて敵の經濟力を弱め、戰費を缺乏させることは、敵を敗戦せしめる重大なる戦ひであります。「擧兵十萬千里の遠征を行はんとするならば、内外一切の戦費は日々千金を要し、然る後十萬の師は初めて征途に上ることが出来る。」といふ意味のことを孫子は書いて居りますが、孫子は既に二千四百餘年前に於て戦費に着眼して居つたのであります。

かくの如くして、敵の戦費を窺乏させる經濟戰の諸方策、従つて半面より致しますれば、自國の經濟力を益々強め戰爭遂行に遺漏なきやうに諸般の方策を講ずることが必要であります。丁度、思想戰に於て敵の心を攻め、敵の戦意を喪失せしめんとする半面に於て、自國國民の國民精神を昂揚して、益々その精神的團結を鞏固ならしめることの必要なのと同様であります。

自國の經濟力を強化して戰爭目的遂行に遺漏なからしむるが爲には、何と致しましても官需・民需を節約して、これを軍需に振り向けなけ

00552

ればならないのであります。軍需資材を外國からの輸入に俟つて居つたのでは、戰爭となつた場合にこれに堪へることが出来なくなる。しかも所要の物資を確保することは戰爭遂行上絕對的に必要であります。それ故に強度の國內節約を行ふのでなければ戰爭遂行に支障を生ずることゝなるのであります。

消費の節約と云ひ物資の活用と云ひ物價の調整と云ひ、或ひは百億貯蓄と云ひ、金の集中と云ひ何れも皆この經濟戰に戦ひ勝たんが爲のものであります。東亞新秩序の建設といふ目的のために、當面の目的として國力の倍加が必要であります。生産倍加勤勞倍加、貯蓄倍加、そして消費は半減と行きたいものであります。

△有りがたい日本

我が國では事變勃發以來統制々々でかなり不自由にはなつてゐるものゝ、これを今度の歐洲戰爭勃發前後に各國が執つた措置に比べますれば、何と有難い國かと驚くばかりであります。

ドイツでは今回の歐洲戰爭勃發前に、開戦に備へて生活必需品の統制を行ふことになりました。現にパンとか鶏卵とか、食糧の切符制度を實施致して居ります。ドイツ國內のホテル・レストラン協會に於きましては全國の同業者に向つて献立の變更を指令し、皿數の制限までして居ります。たゞにドイツばかりではありませぬ。英國もイタリアも食糧統制を始めて居るといふ状態であります。

かやうな各國の食糧不安に引換へまして、我が國ではまことに食糧に恵まれて居ります。最近になつて初めて將來の充實確保の爲に或る程度の節約をしようといふ位の、のんきな状態でありませぬ。誠に有難いことではありますが、これに狎れてはならないのであります。寧ろ明日に備へて今日の節約に努め、我が國の經濟力の基礎を培ふべきであります。これ即ち經濟戰に我等が戦ひ勝つべき手近な手段であります。

思想戰といひ、經濟戰といひ、飽くまで戦ひである以上は、攻撃、攻勢と共に防禦、防衛の

あることは當然のことでありませう。それ故に敵の思想戦の攻勢に對してその謀略、そのデマ宣傳に迷はさるゝことなく、我が國民精神を益々昂揚して、全國民の精神的團結を愈々鞏固にすることはこの思想戦に戦ひ勝つ爲に大切なことであります。

自分一個の經濟、自分一家の經濟、自分の關係する仕事の經濟に於てあらゆる無駄を省き、あらゆる死物を活かし、節約貯蓄して國の經濟力強化に努めますことは、これ亦この經濟戦に戦ひ勝つ爲に極めて大切なことであります。

かうした思想戦、經濟戦は銃後に在つて銃を執らざる吾々國民が日夜戦はなければならぬ戦時奉公の道であります。銃後の吾々一人々々が皆この思想戦、經濟戦の戦士であります。

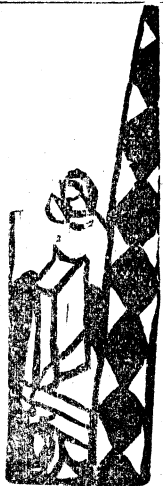
「國民皆兵」といふ言葉は明治五年全國徴兵の詔が發せられた時に比べて今日愈々その内容を充實し、益々その意義を闡明したものであると思はれるのであります。



本月の 興亞奉公日

曩に毎月一日を興亞奉公日として設定せられ、國民心を一にして奉公の誠意を強調して生活緊縮、盡忠報國、對長期戦の覺悟を鞏固にすることになつてゐるのであるが、當十二月の興亞奉公日は恰も經濟戦強調運動第一週の第一日に相當するので、その目標事項たる物資活用を中心として國民の精神を緊張することになつてゐる。

- この物資活用週間に於ては別項記載の如く
 - 一 金賣却
 - 二 購入の見合と手持品の活用
 - 三 買溜防止
 - 四 廢品整理函の家庭備付
 - 五 七日の廢品整理日とその蒐集
- 等を強調實行することになつてゐるのであるが一日の興亞奉公日に當つては、この經濟戦強調運動第一週の強調事項の徹底強化について官民一致これ等の具体的實踐方法を研究し、その實效を擧げるやう一層の努力を希望する次第である。



經濟警察協議會の 設置に就て

昨年十二月二十一日付内務次官通牒に基き、各廳府縣に經濟警察協議會が設置されることになつたが、經濟警察究極の目的は、經濟統制の圓滑なる運用を期すると云ふ一點にかゝるのであつて、之がためには單に警察機構のみを以てしては充分に其の目的を達することが出来ないで、國民の眞の協力、殊に當局者の理解ある協力が俟つこと極めて緊要である。

従つて絶えず經濟諸團體、其の他一般國民に對し時局に對する認識の徹底を圖り、統制諸法令の趣旨内容を周知せしめ、國民をして衷心より國策に協力せしめるやう指導すると共に、諸般の防犯措置を講じ、又は當業者の希望意見等

を充分聴取して意思の疎通を圖り、以て其の實情に通曉し、之を經濟警察の圓滑なる運用に反映せしめなければならぬ。

斯る觀點よりして今回全國に經濟警察協議會が設置されることになつたのであるが、本協議會の目的は前に述べた通り、警察と經濟諸團體との隔意なき意見の交換に依つて眞に渾然一体となり、共々に此の大國策の圓滑なる遂行を期せねばならぬのであるから、其の使命たるや實に重且大であると謂はなければならぬ。

本縣に於ては縣廳内に鳥取縣經濟警察協議會並に物價専門協議會を、鳥取警察署に鳥取警察署經濟警察協議會及び物價専門協議會を、又米子倉吉兩警察署にもそれぞれ警察署經濟警察協議會を設置することになり、協議員に對してはそれら委嘱の辭令を交付して其の承諾を求め此處に協議會は出來上がつたのである。尙ほ其の他實木、八橋、智頭警察署にも過般協議會が設置されたが、縣保安課では此の協議會を縣下全警察署に設置すべく、目下諸般の準備